

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糀谷五丁目 8 番 14 号

氏名 株式会社伸榮産業
代表取締役 黒寄 篤幸

複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2 年 11 月 26 日

許可の有効年月日 令和 7 年 11 月 25 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上 12 種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管に係る種類の限定は裏面のとおり)

(以上 6 種類)

2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおり)

施設所在地：東京都大田区東糀谷五丁目 8 番 14 号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 8 時 30 分から 21 時 30 分までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2 年 11 月 26 日 新規許可

令和 2 年 11 月 26 日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

認定番号:5-19-B0042

産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都